

マスプロダクツ型排水ポンプ技術の開発・導入・活用に関するプロジェクト
質問に対する回答

R3.1.26

No	質問事項	回答
I -1	記載する「軸動力」の値は、減速機効率を加味した値で宜しいでしょうか。	試験装置の詳細が決定していないため、減速機効率等を加味しない値（ポンプ必要軸動力）で結構です。
I -2	評価シートの各項目は、今回製作する実証試験機についてと考えてよいか。	今回製作する実証試験機について記入してください。
I -3	吸い込み性能の記載方法に指定はありますか。	指定はありません。貴社の形式で構いません。
I -4	質量について、ポンプ単体の質量と考えます（ポンプの下に敷く据付用鋼材の質量は除く）。	ポンプ単体の質量を記入してください。
I -5	2機種のポンプを提案する場合、資料2－1のみ2種類提出すればよいか。	ポンプ毎に提出して下さい。
I -6	ポンプの吸込方向は、量産するマスプロダクツ型排水ポンプも横方向と考えてよいか。	吸い込み方向は、実証試験のスペースの関係で横方向としています。実事業での形式は今後の検討となります。
I -7	ポンプ単体とは、ポンプ本体のみでポンプの下に敷く据付用鋼材の費用は含まれないと理解してよいか。	ポンプ単体の費用を記入してください。
I -8	実証試験を行う機器とは、本業務で製作する実証試験用ポンプと理解してよいか。	実証試験用のポンプです。
I -9	提案にあたっては、既設構造物をそのまま活用した場合と、既設構造物を改修し、新たに機場を新設した場合に分けて提案とあるが、これは開発後のマスプロダクツ型排水ポンプに採用する工夫と理解してよいか。	開発後のマスプロダクツ型排水ポンプを採用した場合に工夫できる点について記入してください。
I -10	上記工夫は、本業務で製作する実証試験用ポンプにも反映すると考えてよいか。	反映可能なものは、反映していただいて結構です。
I -11	メンテナンス体制、部品の供給体制は、実証試験機に対してではなく、開発後のマスプロダクツ型排水ポンプの運用後の体制と考えてよいか。	実証試験のみならず、将来、ポンプシステムとして実装された場合も含めた場合を想定しています。
I -12	提案内容の製作には以下の内容は含まれないと考えてよろしいでしょうか。 ・工場での運転確認および性能試験。 ・工場での運転確認に必要な駆動機（リースモータ等。） ・工場から試験フィールドまでの荷造り、輸送費1式。	当該機器が一品生産であり、性能確認が必要な機器については、工場性能試験費用は機器費に含みます。（工場性能試験に関わる全ての費用） 輸送費については、選定後の契約時に協議させていただきます。
I -13	ポンプ製作後、実証試験業務委託者のご指定場所に搬入となるものと思いますが、その際の輸送費は機器費に計上でよろしいでしょうか。	機器費のみの計上をお願いします。輸送費については、選定後の契約時に協議させていただきます。
I -14	実証試験終了後のポンプ本体の取扱いはどうのようになるのでしょうか。 （弊社工場へ返却、実証試験場に養生保管等々）	実証試験場に存置となります。 撤去等は別業務で行う予定です。
I -15	吸上げは何mですか、要求NPSHはありますか。	貴社の機器仕様に任せます。
I -16	呼水をする際に真空ポンプを使用する場合はどこの購入範囲になりますか。	購入範囲外となります。真空ポンプは別途支援業務で調達します。
I -17	応募資料の「資料2」提案の概要も1台毎に記載し、2台提案する場合は台数毎に記載するのでしょうか？	ポンプ毎に提出して下さい。
II -1	機器費（エンジン）について 実証実験に使うエンジンで良いでしょうか？（実証実験後のポンプ仕様にしたあとの推定エンジン価格では無い）	実証試験に使用するエンジンです。
II -2	今回の実証実験用は、一般的でなく、手動で制御できるECUになります。その場合、本件に係る研究開発費のポンプシステムの『対応したエンジンとするためのECUの改修経費』に当てはまるのでしょうか？それとも、機器費に当てはまるのでしょうか？	手動で制御できるECUについては「機器費」に計上し、実証試験用として、手動で制御できるECUに係る開発・改修等に必要な経費については、「研究開発費※参考」として下さい。
II -3	第3回技術検討会説明資料（本篇）P5での議論時に、クラッチは支援業務範囲（ポンプメーカー担当）で且つコストが安い変速機内蔵型、プーリー型が前提だったと理解しております。今回は、変速機内蔵タイプ（＝クラッチレス）の可能性が無いという理解でしょうか？	実証試験装置(クラッチ含む)の形式については、本技術公募でポンプ、エンジンを選定後に決定することとしており、変速機内蔵タイプ（＝クラッチレス）を除外しているものではありません。
II -4	本件に係る研究開発費（上記を除く）について ・本費用（別途業務）はどのような扱いでしょうか？ ・その経費をお支払いいただける（いただけない）費用ということでしょうか？ ・（参考）となっている理由はどういう意図でしょうか？ もし、お支払いいただけるならば、想定よりも変動する可能性があります。変動した差分の取り扱いはどうになりますか？	「本件に係わる研究開発費（上記を除く）」とは、実証試験を行う際、提供されたエンジン、ポンプをポンプシステムとして機能させるために要する改良等の費用となります。 当該経費については、別途発注される実証試験業務で計上する予定です。 なお、別途発注の実証試験業務の業務規模（価格）を把握するために聴取するものであり、当該公募の価格には含まれないことから参考としています。 機器の仕様、試験内容及び試験のための改良内容等、当初の契約条件と異なった場合、契約変更を行います。
II -5	開発費などの算出時には、実験期間などの前提条件が必要かと思います。 前提をご教示ください。	実証試験は、令和4年1月から3月までの3ヶ月間を想定しています。
II -6	維持管理性について、今回の実証実験でトラブルがあった場合のメンテナンス体制、部品の供給体制という理解でよろしいでしょうか？	実証試験のみならず、将来、ポンプシステムとして実装された場合も含めた場合を想定しています。
II -7	マフラーと排圧調整弁を付けて頂けますでしょうか？（排気後処理装置は付属しない方向でご提案することを検討しております。）	必要であれば付けて下さい。但し、その旨の記載を機器費の欄に明記して下さい。
II -8	エンジンに付属する部品の中にクラッチがありますが、供給がマストでしょうか？ （クラッチも付属しない方向でご提案することを検討しております。）	供給可能であれば供給して下さい。供給が困難な場合は除いて頂いて結構です。但し、その旨を機器費の欄に明記して下さい。